

議案参考資料

[令和2年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当・諸税担当
土地担当・家屋担当
納税課 徴収担当

議案名

議案第68号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行おうとするものです。

概要

桐生市市税条例の主な改正内容は、次のとおりです。

1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び控除の見直し

- ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の控除(控除額30万円)を適用するものです。

(施行期日：令和3年1月1日)

2 固定資産税の特例措置

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を令和3年度課税分に限り、事業収入の減少額に応じて2分の1又はゼロとするものです。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性向上設備等の導入時の特例措置の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものです。

※ これらの措置による減収額については、全額国費で補填される。

(施行期日：公布の日)

3 徴収猶予制度の特例

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減少)した場合において、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収を猶予できる特例が施行されたことによる規定の整備を行うものです。

※ 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する地方

税について適用。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要から、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から順次、施行されています。

また、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されました。